

訪問看護サービス 重要事項説明書

1. サービスの目的

訪問看護ステーションえまい（以下「当ステーション」という）は、ご利用者の生活の質を確保し、病状に応じた適切な看護を提供し、住み慣れた地域社会や家庭でより安定した療養生活が送れるよう支援していくことを目的とします。

2. 運営方針

訪問看護業務を通して地域の在宅医療に貢献すると同時に、医療・保健・福祉等の地域関連機関との密接な連携及び調整に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

3. サービスを受けられる人

1) 介護保険を利用の方

介護認定の結果、「要支援」、「要介護1～5」と認定された方で、主治医が訪問看護を必要と認めた方。

2) 医療保険を利用の方

病気やけが、認知症などにより、在宅療養をされている方で、主治医が訪問看護を必要と認めた方。

4. 訪問看護ステーションの概要

1) 開設者 医療法人財団愛泉会 理事長 井手宏

2) 名称 訪問看護ステーションえまい

3) 管理者 所長 鈴木功子

4) 介護保険事業者番号 愛知県 2364990024

5) 所在地 〒470-0111

愛知県日進市米野木町南山 987-31

電話番号 0561-73-8154

6) サービス提供地域

日進市、東郷町、みよし市

7) 職員の体制

管理者 看護師1名（常勤）

訪問看護職員 看護師8名（管理者含む 常勤6名、非常勤2名）

リハビリテーション職員 理学療法士3名

8) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日。

休日 土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始（12月30日から1月3日）

営業時間 午前9時から午後4時30分。

9) サービス内容

かかりつけの医師の指示に基づいて、訪問看護計画書を作成し、適切な訪問看護サービスを行います。内容は次のとおりです。

- ・健康状態の観察
- ・清拭や洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活のお世話や指導
- ・褥創の予防・処置、その他看護技術の提供及び指導
- ・リハビリテーション（看護業務の一環としてのリハビリテーションとなります）
- ・ターミナルケア、認知症や難病看護
- ・介護方法の指導や療養上の相談
- ・カテーテルや医療機器等の管理
- ・その他医師の指示による医療処置

10) 利用料

- イ. 介護保険を利用された方は、介護保険制度からの支給となり、定められた負担金の利用料となります。
- ロ. 医療保険を利用された方は、所定の利用料がかかります。

5. 秘密の保持

1) 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者または扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は利用終了後も同様です。

2) 但し、下記の場合については、第三者に提供することがあります。

- ①訪問看護サービスを適切かつ円滑に提供するため、市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への状況提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ②訪問看護サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
尚、この場合は、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③災害時において、安否確認情報を行政に提供する場合など、生命、身体の保持のための提供。

6. 苦情の受付

ご利用者またはそのご家族は、当ステーションの提供するサービスに対しての要望または苦情等について以下の窓口へ申し出ることができます。また、お住まいの市町村や国民保険団体連合会へ申しでることができます。

1) 事業所または事業所を運営する法人に設置している窓口

イ. 訪問看護ステーションえまい

〒470-0111 所在地：日進市米野木町南山987-31

電話番号：0561-73-8154

時間：平日 9:00～16:30

担当者：所長 鈴木功子

ロ. 愛知国際病院 地域医療連携室

〒470-0111 所在地：日進市米野木町南山987-31

電話番号：0561-73-7721（代表）

受付時間：平日9:30～16:30 土曜日9:30～11:00 担当者：岩本佐美

◎病院玄関の意見箱もご利用ください。

2) 当事業所、当法人以外に、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会の窓口

イ. 日進市介護福祉課または苦情等受付窓口

〒470-0122 所在地：日進市蟹甲町池下268

電話番号：0561-73-1111 受付時間 8:30～17:15

ロ. 東郷町役場長寿介護課要望または苦情等受付窓口

〒470-0151 所在地：愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1

電話番号：0561-38-3111

ハ. みよし市役所健康福祉部高齢福祉課要望または苦情等受付窓口

〒470-0295 所在地：みよし市三好町小坂50番地

電話番号：0561-32-8010

ニ. 国民健康保険団体連合会要望または苦情等受付窓口

〒461-0001 所在地：名古屋市東区泉1-6-5

電話番号：052-971-4165 受付時間 平日 9:00～17:00

7. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合、必要な処置を講じるとともに、速やかにご家族の方々及び主治医、介護支援専門員、市町村の担当部門に連絡致します。

8. 緊急時等の対応

当ステーションでは、訪問看護実施中にご利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の処置を行います。

医療機関（ ）

主治医（ ）

連絡先（ ）

9. サービス中止

1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに下記の連絡先まで連絡をしてください。 0561-73-8154

2) 利用者の都合でサービスを中止する場合にはできるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。前日、または当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承下さい。但し、利用者の体調の急変などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

イ. 利用日の前日まで、利用者負担金 50%

ロ. 利用日の当日 利用者負担金の100%

10. 虐待の防止について

当ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- 3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- 4) 1)～3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。
- 5) 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査に協力するよう努めるものとする。

11. 業務継続計画の策定について

- 1) 当ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理等について

- 1) 当ステーションは、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- 2) 当ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じます。
 - ① ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会に定期的に参加するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ② 当ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 自然災害、感染症蔓延時の訪問看護について

感染症の蔓延時や、地震や豪雨など大規模災害が起こり、当ステーションの建物や職員が被災した場合は、業務を一時的に縮小させて頂く場合があります。また、当ステーションのみでの訪問看護業務が困難な状況の場合は、近隣訪問看護事業所と連携し、情報共有を行い、協働させていただく場合があります。

14. 身体拘束の禁止について

当ステーションは、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 1) 当ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 2) 当ステーションは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会へ、定期的に参加し、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

15. ハラスメントについて

当ステーションでは、訪問看護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を 超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為 ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為（上記は当該法人職員、連携先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象）
- 2) ハラスメント事案が発生した場合、指針を基に即座に対応し、再発防止会議等に同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
 - ①職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、ミーティング等で話し合いの場を設け、訪問看護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
 - ②ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

説明確認欄

年 月 日 サービスの締結にあたり、上記の重要事項を説明しました。

事業者

所在地 愛知県日進市米野木町南山 9 8 7 - 3 1

名 称 医療法人財団愛泉会

訪問看護ステーションえまい

代表者名 理事長 井手宏

説明者 所長 鈴木功子

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意しました。

利用者

住 所

氏 名

家族、代理人または立会人

住 所

氏 名